

# 青森県報

第二千六百二十五号

平成十八年

五月十日

(水曜日)

## 目 次

### 告 示

字区域の変更.....	(市 振興課)..... 一
右 同.....	( 同 )..... 三
平成十七年青森県商品流通調査の実施.....	(統計分析課)..... 四
結核予防法による医療機関の指定.....	(保健衛生課)..... 四
青森県営林請負取扱規程の一部を改正する規程.....	(林 政 課)..... 四
青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程.....	( 同 )..... 五

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告.....	(県民生活文化課)..... 五
毒物劇物取扱者試験の施行.....	(医療業務課)..... 五
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表.....	(障害福祉課)..... 六
土地区画整理組合の事業計画変更の認可.....	(都市計画課)..... 六

## 告

## 示

青森県告示第四百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、十

和田市長から十和田市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十八年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

十和田市大字奥瀬字尻辺山国有林六七林班い<sup>2</sup> 小班、い<sup>5</sup> 小班、ロ小班で、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の貸三〇右一〇二一八の点を結ぶ線で囲まれる区域、左一〇七の点から左一〇七 一の点までの点を順次連結する線及び左一〇七の点と左一〇七 一の点を結ぶ線で囲まれる区域を字黄瀬に編入する。

(尻辺山国有林六七林班い<sup>2</sup> 小班)

貸三〇右一〇二一八	点	X座標	+ 五五八二八・四三メートル
		Y座標	+ 七八七四・七〇メートル
右一〇二一九	点	X座標	+ 五五八四八・五一メートル
		Y座標	+ 七八九六・八九メートル
右一〇二一〇	点	X座標	+ 五五八五五・〇六メートル
		Y座標	+ 七九〇九・九〇メートル
右一〇二一一	点	X座標	+ 五五八六七・四四メートル
		Y座標	+ 七九〇九・七八メートル
右一〇二一二	点	X座標	+ 五五八七六・〇〇メートル
		Y座標	+ 七九一三・五九メートル
右一〇二一三	点	X座標	+ 五五八八四・九六メートル
		Y座標	+ 七九二四・九六メートル
右一〇二一四	点	X座標	+ 五五八八三・四〇メートル
		Y座標	+ 七九四四・六九メートル
右一〇二一五	点	X座標	+ 五五八八〇・〇四メートル
		Y座標	+ 七九五八・七二メートル
右一〇二一六	点	X座標	+ 五五八八五・八一メートル
		Y座標	+ 七九六七・五〇メートル

(尻辺山国有林六七林班い<sup>5</sup> 小班)

左一〇七	点	X座標	+五五八二三・七四メートル
貸一	点	Y座標	+七八六七・九三メートル
貸一	点	X座標	+五五八四五・八五メートル
貸一	点	Y座標	+七八六一・二六メートル
右二〇九	点	X座標	+五五八四四・〇二メートル
右二〇九	点	Y座標	+七八七五・四五メートル
右二一〇	点	X座標	+五五八五一・八〇メートル
右二一〇	点	Y座標	+七八九二・二六メートル
右二一一	点	X座標	+五五八六七・七八メートル
右二一一	点	Y座標	+七八九二・二六メートル
右二一二	点	X座標	+五五八九一・八一メートル
右二一二	点	Y座標	+七八九三・三三メートル
右二二三	点	X座標	+五五八九八・一七メートル
右二二三	点	Y座標	+七九〇五・〇九メートル
右二二四	点	X座標	+五五九〇九・一四メートル
右二二四	点	Y座標	+七九三七・一四メートル
右二二五	点	X座標	+五五九三三・七三メートル
右二二五	点	Y座標	+七九七五・八五メートル
右二二六	点	X座標	+五五九三三・七三メートル
右二二六	点	Y座標	+七九七五・八五メートル
右二二七	点	X座標	+五五九三三・七三メートル
右二二七	点	Y座標	+七九七五・八五メートル
右二〇二	点	X座標	+五五九二九・四三メートル
右二〇二	点	Y座標	+八〇二九・八〇メートル
右二〇二	点	X座標	+五五九二六・八八メートル
右二〇二	点	Y座標	+八〇〇一・三三メートル
右二〇二	点	X座標	+五五九二九・九九メートル
右二〇二	点	Y座標	+八〇〇一・三三メートル
右二〇二	点	X座標	+五五九二二・六六メートル
右二〇二	点	Y座標	+七九九四・六六メートル
右二〇二	点	X座標	+五五八八八・五二メートル
右二〇二	点	Y座標	+七九七三・五二メートル

(尻辺山国有林六七林班い<sup>5</sup> 小班)

左一〇七	点	X座標	+五五九四二・六六メートル
左一〇七	点	Y座標	+七八七二・一三メートル
左一〇七	点	X座標	+五五八七〇・四一メートル
左一〇七	点	Y座標	+七八八六・〇七メートル
左一〇七	点	X座標	+五五八四一・四六メートル
左一〇七	点	Y座標	+七八三三・五八メートル
左一〇八	点	X座標	+五五八五七・三八メートル
左一〇八	点	Y座標	+七八七二・一三メートル
左一〇九	点	X座標	+五五八七〇・四一メートル
左一〇九	点	Y座標	+七八八六・〇七メートル
左一一〇	点	X座標	+五五八四一・四六メートル
左一一〇	点	Y座標	+七八三三・五八メートル
左一一一	点	X座標	+五五八二二・六六メートル
左一一一	点	Y座標	+七九九四・六六メートル
左一一二	点	X座標	+五五八八八・五二メートル
左一一二	点	Y座標	+七九七三・五二メートル
左一一三	点	X座標	+五五九三三・七三メートル
左一一三	点	Y座標	+七九七五・八五メートル
左一一四	点	X座標	+五五九三三・七三メートル
左一一四	点	Y座標	+七九七五・八五メートル
左一一四	点	X座標	+五五九三三・七三メートル
左一一四	点	Y座標	+七九七五・八五メートル
左一一五	点	X座標	+五五九三三・七三メートル
左一一五	点	Y座標	+七九七五・八五メートル
左一一六	点	X座標	+五五九三三・七三メートル
左一一六	点	Y座標	+七九七五・八五メートル
左一一七	点	X座標	+五五九三三・七三メートル
左一一七	点	Y座標	+七九七五・八五メートル
左一一七補一	点	X座標	+五五九三三・七三メートル
左一一七補一	点	Y座標	+七九七五・八五メートル
左一一七	点	X座標	+五五九三三・七三メートル
左一一七	点	Y座標	+七九七五・八五メートル

左一〇七九	点	Y座標	+ 七九六四・二九メートル
		X座標	+ 五五九三三・九四メートル
左一〇七八	点	Y座標	+ 七九五七・六二メートル
		X座標	+ 五五九〇九・四四メートル
左一〇七七	点	Y座標	+ 七九一五・三三メートル
		X座標	+ 五五九〇三・五六メートル
左一〇七六	点	Y座標	+ 七八九〇・三九メートル
		X座標	+ 五五八八四・〇四メートル
左一〇七五	点	Y座標	+ 七八八八・七九メートル
		X座標	+ 五五八六五・一九メートル
左一〇七四	点	Y座標	+ 七八七六・六四メートル
		X座標	+ 五五八五二・六〇メートル
左一〇七三	点	Y座標	+ 七八四九・八八メートル
		X座標	+ 五五八五〇・七九メートル
左一〇七二	点	Y座標	+ 七八三七・六七メートル
		X座標	+ 五五八四一・七六メートル
左一〇七一	点	Y座標	+ 七八二二・三二メートル
		X座標	+ 五五八二九・四三メートル

青森県告示第四百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、十和田市長から十和田市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十八年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

十和田市大字奥瀬字尻辺山国有林七十一林班い、小班及び字惣辺山国有林五十二林班は小班で、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の左一五五 三の点から左一五五 二の点までの点を順次連結する線及び左

一五五 三の点と左一五五 二の点を結ぶ線で囲まれる区域を字奥入瀬に編入する。  
(尻辺山国有林七十一林班い、小班)

左一五五 三	点	X座標	+ 五八五九二・三四メートル
		Y座標	+ 一一九四六・七五メートル
左一五五 二	点	X座標	+ 五八六二九・二七メートル
		Y座標	+ 一一九四四・二九メートル
左一五五 一	点	X座標	+ 五八六四六・七一メートル
		Y座標	+ 一一九四四・五一メートル
左一五四	点	X座標	+ 五八六六五・八七メートル
		Y座標	+ 一一九四六・四〇メートル
左一五三	点	X座標	+ 五八六八〇・四〇メートル
		Y座標	+ 一一九五五・一四メートル
左一五二	点	X座標	+ 五八七〇一・六三メートル
		Y座標	+ 一一九五八・一六メートル
左一五一	点	X座標	+ 五八七一八・九二メートル
		Y座標	+ 一一九七五・四六メートル
左一五〇	点	X座標	+ 五八七三五・六五メートル
		Y座標	+ 一一九九二・九五メートル
左一四九	点	X座標	+ 五八七五一・二九メートル
		Y座標	+ 一二〇〇六・〇九メートル
〇八	点	X座標	+ 五八七二四・九五メートル
		Y座標	+ 一二〇〇九・一九メートル
左一五〇	点	X座標	+ 五八七一九・二一メートル
		Y座標	+ 一二〇〇九・八七メートル
左一五一	点	X座標	+ 五八七一二・二二メートル
		Y座標	+ 一二〇〇九・一〇メートル
左一五二	点	X座標	+ 五八六九六・五九メートル

(惣辺山国有林五十二林班は小班)

青森県告示第四百十号

平成十七年青森県商品流通調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(昭和二十五年三月青森県条例第十号)第二条第二項の規定により告示する。

平成十八年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

左一五三	点	X座標	+五八六八五・二八メートル
		Y座標	+一九九九・三六メートル
左一五四	点	X座標	+五八六七七・三〇メートル
		Y座標	+一九九三・九八メートル
(尻辺山国有林七二林班い、小班)			
左一五五	点	X座標	+五八六七二・八〇メートル
		Y座標	+一九八七・九二メートル
左一五五	点	X座標	+五八六四八・二四メートル
		Y座標	+一九六八・七七メートル
左一五五	点	X座標	+五八六二八・七九メートル
		Y座標	+一九五六・一二メートル

一 調査目的

都道府県間における商品流通状況を明らかにし、県が作成する「平成十七年青森県産業連関表」の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項

平成十七年(暦年)の年間実績について、次の事項を調査する。

- (一) 製造品の受入額、生産額、自工場消費額、国内向け出荷額、輸出向け出荷額及び製品在庫の増減
- (二) 製造品の最終消費地域別出荷内訳

三 調査範囲

県内の製造業に係る事業所の中から、経済産業省が実施する平成十七年商品流通調査の対象となる事業所を除き、生産品目別に出荷額の大きい順に抽出した五百二十八事業所

四 調査期日

調査は、平成十八年六月一日から同月三十日までの間において行う。

五 調査方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を回収する郵送自計方式とする。

青森県告示第四百十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイン薬局八戸店 テルス石渡薬局	八戸市大字田向字間ノ田六四 弘前市大字石渡三丁目一三の三一	平成一八・五・一 一六・四・二七

青森県告示第四百十二号

青森県営林請負取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林請負取扱規程の一部を改正する規程

青森県営林請負取扱規程(昭和三十九年六月青森県告示第五百四十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の第三十一条第三項及び第五項中「併3.6/パーセント」を「併3.4/パーセント」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第四百十三号

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

青森県営林の立木及び素材売払規程（昭和三十八年四月青森県告示第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式の第九条中「ホシノハナノク」を「ホシノハナノク」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年四月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エーデルの里

三 代表者の氏名

姓名 喜代春

四 主たる事務所の所在地

上北郡野辺地町字石神裏六の二

五 定款に記載された目的

この法人は、県内の高齢者、障害者に対して、居宅介護支援に関する事業、地域生活援助事業を行うことによつて、高齢者、障害者等の福祉の増進に寄与する事を目的とする。

毒物劇物取扱者試験の施行

平成十八年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成十八年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

平成十八年八月二十三日（水）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成十八年六月二十三日（金）から同月三十日（金）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室及び各健康福祉こどもセンター保健部並びに青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課業務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十八年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称	所在地	種類	交付年月日
はちのへハートセンター	八戸市大字田向字間ノ田六五の一	医療施設	平成一八・四・二七

土地区画整理組合の事業計画変更の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、弘前市安原第二土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

弘前市安原第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十一年八月十六日から平成十九年三月三十一日まで

三 施行地区

弘前市大字大清水字上広野、同大字字下広野、大字広野二丁目、大字大清水四丁目、大字安原三丁目及び大字清水森字村元の各一部

四 事務所の所在地

弘前市大字大清水四丁目九の五

五 設立認可の年月日

平成十一年八月十六日

六 変更認可の年月日

平成十八年四月二十四日

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭